## 平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

事業コード

【1枚目】

000000000

		1		1 1							
	事 務 事 業 名 審議会等総括事務	部 名 等	企画総務部	政策の柱	第5章 《経済	営戦略プログラ テ動するまちつ	ラム》"ī づくり"	市民と行政が	会計 該当なし		
	予 算 書 の 事 業 名 なし	課名等	総務課	政策名	第1節 市民				款 該当なし		
	事業期間 開始年度 平成9年度 終了年度 当面継続 業務分類 2. 内部管理	係 名 等	行政行革係	施策名	2. 広報・広耳	恵の拡充			項 該当なし		
	<b>実施方法</b> ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	谷島 達也	区分	市政への参画				1 該当なし		
		電話番号	0765-23-101	9 基本事業名	各種の審議会、	委員会などへ	の市民	参画の拡大			
•	事業目的・概要(どのような事業か)						実績	績		計画	
び議	民の参加機会を拡充し、公正で透明な行政を推進するとともに、簡素で効率的な行政の推進を図るために、市の書 有識者等から専門的な意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的とする協議会等)の設置及び運営並びに委員 会等一覧表に取りまとめる。また活動実績のない審議会等については、その改廃を促すため、所管課に照会する。 お、年度末の委員の委嘱状況については、男女共同参画の状況に関する調査(内閣府で結果を公表)に反映している が、年度末の委員の委嘱状況については、男女共同参画の状況に関する調査(内閣府で結果を公表)に反映している。	員の選任に関する				単 位 20年	度	21年度	22年度	23年度	24年度
	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) ①審議会等			置している審議会等の 廃止となったものを含む		件	54	5	5 58	60	62
対象	②審議会等の委員		象 ② 市が設 指 ② 度末の	置している審議会等の 数値)	委員の数(年	٨.	630	640	650	660	670
			③ ③								
=	< 平成21年度の主な活動内容> ①委員の委嘱状況取り纏め(変更事項の更新) ②審議会に係る運営、委員の委嘱等に関して、その基本的な事項(	の周知。	た審議	数又は委員の委嘱に係 会の数	る連絡のあっ	件	54	5	5 58	60	62
子段	*平成22年度の変更点 ・審議会等のあり方について、検討するよう促す。 ・審議会等の会議録(要旨)の公開の実施方法について、先進地の事例を参考に研究する。		新指標 ③			,					
	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) ・審議会等一覧表及び審議会等の委員名簿が、適切に管理され、常に最新の状態を保っている。 ・審議会等の設置、運営が適切にされている。		ct <del>)</del>	以上活動実績のない審		件	7	:	0	0	0
意区	・ 皆成女守の女臣、足台ガ·思列にこれししいる。		果②審議会	等の委員を5職以上兼職		٨	11	1	0	0	0
			③ 同じ審議 番	議会等の委員を4期以上	=継続している	٨	36	30	0	0	0
その結果	〈施策の目指すすがた〉 ・審議会等の公募委員の委嘱状況を整理し、審議会等の所管課に対して公募委員の積極的な登用を促すことで、市りへの関心が高まり、まちづくりについて市民が積極的に提案、参加するようになります。 ・審議会等の女性委員の委嘱状況を整理し、積極的な登用を促すことで、家庭や職場など社会のあらゆるところでの実現を目指します。		↑成果指標が現	段階で取得できていな	い場合、その取	得方法を記入					
	この事務事業開始のきっかけ(何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)	7 (VE) 24 1 - 11 - 1 7 7	<b>亚细 / 五 + 0 ケ ケ ユ</b>	財 (1)国・県支出金	, ,	-円)	0		0	0	
	成9年度に審議会等の設置、運営、委員の選任に関し、必要なことを定めることを目的に「魚津市審議会等の設置及 告示第64号)が設定された。	い理呂に関する:	安神(干成9年思津	源 (2)地方債内 (3)その他 (使用料・		<del>·</del> 円) <del>·</del> 円)	0		0	0	
				(4)一般財源		-円)	0		0	0	0
				A. 予算 (決算) 額((1)-		-円)	0		0	0	
•	開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化)	たど)		①事務事業に携わる』		人)	2		1	1	1
	平成16年に魚津市男女共同参画推進条例が制定された。(女性登用率の目標設定の記載がある「ユー&アイプラン」	」の位置づけが明		②事務事業の年間所要		<b>詳間)</b>	160	200	160	160	160
	平成18年に魚津市第3次総合計画基本構想第8次基本計画が策定され、その中で、審議会等への公募件数が、施策実 平成19年に「魚津市審議会等の設置及び運営に関する要綱」を廃止し、「魚津市審議会等の設置及び運営に関する§			B. 人件費 (②×人件費		-円)	673	84		673	673
	十成19十に「黒津川番巌云寺の故恒及び建呂に関する安禰」を廃止し、「黒津川番巌云寺の故恒及び建呂に関する。 )」を制定した。	女啊 (下风13千点	(千中ロ小为)り	事務事業に係る総費用	∄ (Å+B) (千	-円)	673	84	673	673	673
				(参考) 人件費単価	(円)	9時間)	4, 205	4, 20	4, 205	4, 205	4, 205
	市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質などを記入)			◆県内他市の実施状	况 (把握	している内容	又は把拠	屋していない理	由の記入欄)		
	L.			<ul><li>● 把握している</li><li>○ 把握している</li></ul>		5、高岡市にお	いても、	同様の事務を	行っている。(富	┧県においても、	同じ。)

01030100

政策体系上の位置付け

512031

予算科目

コード3

コード2

コストと成果の方向性

向上

## 【日的巫当性の証価】

[日的女子][日]
1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)
○ 直結度大 男女共同参画の状況をはじめとする、市民の市政への参画の状況を把握できることから、間接的に施策に貢献して
直結度中 説明 いるころんらんる。
●直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
<ul><li>─ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当</li></ul>
<ul><li>○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当</li></ul>
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記入
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はなし。
なし 説明
「七神県の河川
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
現在、審議会等を所管している課等が規程に基づく適切な事務が行われていない。 今後については、審議会等を担当する課等が適切な事務を適切に行うようにすることで、常に最新の委員名簿が保ただることとなると思われる。
演権ナストルス ムトルが囲ぶ古土と可能性のよる他の事故事業の右編(せる神里ぶ古土と小説田)
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明) 毎年度末の審議会等の女性委員の登用比率について、照会があるが、当方のデータで整理したデータを利用しており、
男共同参画推進事業として現状把握することが効率的であると考える。 あり
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地(手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
事業費は、計上されていないことから削減する余地はない。
なし 説明
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
審議会等の所管課が規程に基づきしっかり運用することで、照会に係る無駄な時間が削減できると考えられ、少なかず人件費の圧縮が可能と考えられる。また、男女共同参画推進事業と一体的に管理することで、事務の効率化が図られ、これによっても若干の人件費の圧縮が可能となると考えられる。
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
特定受益者なし・負担なし 就  この事務は、審議会等の委員の委嘱状況等を総括し、その適切な運営を促すために行っている内部事務であり、特定の受益者はいない。
適正化の余地なし
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
○ 高い 内部事務であり、特定の受益者はいないので、負担を求めるべきものではない。
〇 平均
○低い

## 【必要性の評価】

10.	社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)
	○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い
	○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い
	○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている
	○ 一部の市民などに、ニーズがある
	○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある
	○ 目的はある程度達成されている
	● 上記のいずれにも該当しない
11.	事務事業実施の緊急性
	○ 緊急性が非常に高い
	○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす
	○ 市民などのニーズが急速に高まっている
	○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい
	● 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない

## ★ 評価結果の総括と今後の方向性 (1) 証価は里の公好

(I)	許価指表の総括					
	① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり			
	② 有効性	適切	● 成果向上の余地あり			
	③ 効率性	○ 適切	● コスト削減の余地あり			
	<ul><li>④ 公平性</li></ul>	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり			
The state of the s						

★改革·改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)

4) 公平性	画 週 切	○ 安益有負担の週.	上化の余地めり	
今後の事務事業の	方向性			
○ 現状のまま	(又は計画どま	らり) 継続実施		年度
○ 終了	○ 廃止	〇 休止		
● 他の事務事業	巻と統合又は連	携		

	事務事業のやり方改善
--	------------

○ 目的見直し

中·長期的 (3~5 年間)

		審議会等の所管課が審議会等の設置、運用を適切に行うよう周知する。 この事務の所管を総務課から地域協働課へ移管し、市民の市政への参画の促進、男女共	コストの方向性
		同参画の推進に係る進行管理を一体的に行う。	
	(平成23		削減
実施	年度)		122,000
子			
定時		審議会等の所管課が審議会等の設置、運用を適切に行うよう引き続き周知する。	成果の方向性
期	中·長期的		

₩:	長総括評価(	(一次評価)	
		膏課において、「魚津市審議会等の設置及び運営に関する要綱」に沿った審議会運営等がなる 指導・助言していく。	される 二次評価の要否
			不要